

秋桜（コスモス）は私たち行政書士にとって特別な意味を持つ花です。秋桜は右のイラストにあるように「少女の純心」や「真心」が花言葉とされています。そして行政書士の徽章（バッジ）は、秋桜の花弁の中に「行」の文字を配したもので、調和と真心を表出しているとされています。

私はスーツ着用の際、必ず徽章を取りつけます。秋桜に込められた真心と矜持を忘れずに行動したいものです。



## 念願の講師デビュー！！

### 10月3日（日）、川口市立芝富士公民館で相続講義をします！

私の昔の勤め先は川口市役所であり、10年間奉職して参りました。いまだに交流が続いている同期Fさんが川口市立芝富士公民館に所属しておられ、この度お声がかかりました。

社会教育主事の資格を持ち、長らく各公共施設に所属して数々の講座・教室を企画したり、講師と折衝をしてきた私が、逆の立場になるのは感慨深いものがございます。

講座名	川口市民大学くらしの充実講座 ※全4回、富田講義は第1回
日程	平成22年10月3日（日）10:00～12:00 ※富田講義日程
会場	川口市立芝富士公民館 埼玉県川口市芝富士1-27-1 電話048-265-6211 交通機関はJR蕨駅西口より各種バス利用にて
内容	相続のいろは（制度の基礎知識）
講師	行政書士（元・川口市職員） 富田 賢 ※川口市立栄町公民館、川口市立中央ふれあい館、かわぐちボランティアサポートステーション（現・市民パートナーステーション）など配属
対象	川口市在住・在勤・在学の18歳以上
他内容	10/10 エコライフと消費、10/17 保険と年金、10/24 落語で学ぶ人権
申込み	9月3日（金）より芝富士公民館の窓口・電話にて受付開始、参加費無料
主催	川口市立芝富士公民館

栄えあるトップバッター（第1回）を割り当てられたのは嬉しいと同時に、身の引き締まる思いです。川口市民の方がより良い暮らしを送れるようにという趣旨で実施される講座です。

「相続のいろは」と題して実務上の経験を踏まえつつ、相続の手続の流れ・相続順位・相続放棄・遺言・遺産分割協議など、分かりやすく身近に感じてもらうよう講義いたします。

川口市の公共事業であるため川口市民でないと参加できないのが難点ではありますが、私の作成した講義レジュメをお分けしたり、講義と同じ内容を後日ご説明することは可能です。興味のある方はぜひご連絡下さい（富田事務所電話 03-3901-2153）。

## 無料相談会の地元議員さんが書籍を刊行

通算4回、地元議員さん主催による無料相談会に立ち合わせて頂いております。4回とも様々なジャンルの案件に遭遇しましたが、特に借地借家関係が多数を占めたことから、バックナンバーで「借地借家ラプソディ」の連載を組んで参りました。

その議員さんが今夏、「暮らしの中の法律相談」と題して書籍を刊行されました。過去数百回に及ぶ無料相談会のご経験を踏まえて、借地借家関係に留まらず、税金、労働、消費者問題、金銭貸借、相続、離婚、交通事故、相隣関係、年金など網羅されています。私は早速、勉強のため1冊購入しました。法律を身近なものと感じるには有効な書籍だと思われます。

そもそも私は、「●●党の議員さん」だからではなく隣接士業の先生でいらしたので、ネットワーク構築を兼ねてお近づきを願いました。私のスタンスとして前職の地方公務員と同様、国民の負託を担う準公職たる行政書士は厳正中立、公平無私。すなわち特定の党派や宗派などに偏頗してはならない、と考えます。

ともあれ初対面で直ちに無料相談会の立会いを要望され、また時にはお仕事をご紹介され今日に至っております。業務の受注とならずとも地域の情報交換ができ、地域の輪が広がることは願ってもないことです。

議員さんに「いつかは政治活動を引退するにしても、無料相談会だけは続けて下さいね」と申し上げると、「私だっていつかは死ぬんだよ」。「それでは死ぬまで相談会を続けて下さい」と言い返し、2人で笑い合いました。

次回は10月16日(土)に立会う予定。勉強させていただきます！

※当該書籍についてご興味のある方がいらしたら個別にご対応致します。

## 相続で知っておくとちょっと便利な話（9）

公正証書遺言を作成する際、必ず遺言執行者と証人（執行者は複数OK、証人は2人以上）を設定します。推定相続人や受遺者など強い利害関係を持つ立場にあると証人にはなりません。

それでは遺言執行者は証人を兼務できるのでしょうか？ 現実例として約8割のケースでは受遺者本人が執行者に就任しています。とすると兼務は難しいのでは、と思われがちですが、肯定判例にて利害関係を有しない証人適格を認めており、公証役場でも肯定する実務が定着しています。

証人を誰にするかと考えた場合、相続人ではないが同居家族の方や親しい友人等に依頼することが多いでしょう。しかしその友人等が必ず遺言作成の事実を守秘できるのでしょうか？ 他者にしゃべってしまうかもしれませんね。後日紛争の余地の残るような証人を設置しては本末転倒です。事実上の欠格事由に該当しなかったとしても、精神的に極近い位地の人物に証人を依頼することは慣れ合いの感を否めません。私としては、第三者であり相続業務に精通した士業者に証人を依頼するのをお勧めします。例えば遺言作成した行政書士でまず1人、もう1人はその行政書士の知り合いの士業者、という具合になります。

## 行政書士会の倫理研修～職権請求制度

8月27日、東京都行政書士会総務部の主催による研修会を受講してきました。

研修テーマとしては、業務遂行上の問題事例、人権擁護から見た倫理、行政書士の将来について、行政書士の職業倫理と行政書士法といった項目でした。

私たち行政書士は職権請求により、第三者の戸籍謄本・住民票等を取得できる特権を与えられています。この職務上請求書を新しく購入する際、倫理研修受講証明書を提示しないと今後は購入できなくなる予定とのこと。それだけ重きをおいて指導徹底を図るつもりなのでしょう。

実は、一部の心無い行政書士による職務上請求書の悪用事例があります。

例えば職権により取得した第三者の戸籍等を探偵業者や興信所に売却するということです。依頼者以外の第三者の離婚歴等の有無を調査すべく、報告を依頼された場合、当該報告書作成のために職権請求することは許されるでしょうか？ 答えはNo！ 本件の調査報告書は一見、行政書士法にいう「事実証明に関する証明」に該当しそうですが、離婚歴等の有無とは高度なプライバシー情報に該当し、戸籍公開制度の本来の趣旨を逸脱する「不当に謄本等を利用する目的」に当たり、公序良俗違反になりうるという通達がなされています。

似たような案件で、「家系図を作成してもらいたい」という依頼から、依頼者の傍系血族の除籍謄本交付を職権請求できると思いますか？ 答えはNo！ これも「事実証明に関する証明」に取り敢えず該当しますが、戸籍の取り扱いについては正当な利害関係(例／相続人の確定作業)がなければ認められるものではありません。単に趣味の領域内で家系図作成を目的としてこのような依頼に応えるのは、もはや職務上請求に該当しないとする法務局の通達がなされています。世の中には家系図作成を生業とする行政書士が少なからず存在します。誤解を恐れずに執筆しますが、その先生方がもし職権請求を駆使して家系図を作成しているとしたら、行政書士としての見識を疑ってしまうと言わざるを得ません。私はこのようなご依頼はきっぱりお断りしています。

私もこれまでの相続業務で何度か職権請求しました。実務を進めるには現実にとっても有効な制度で助かっております。しかし悪用事例が多発し一大社会問題となれば、大切な制度(行政書士にとっては数少ない大切な武器)を剥奪され喪失しかねません。武器の使用方法を誤ると、大変な人権侵害に発展してしまいます。正しく使用してこそその有効な武器。今回の倫理研修がすべての行政書士に義務付けられたということは、取りも直さず全行政書士が職権請求制度のレーゾンデートルについて再認識しなければならないということなのです。

## 人事労務管理の資格取得に向けて

11月に実施される某検定試験を受験するつもりです。行政書士であると同時に一事務所経営者。管理者としての立場と職務に応じた知識の習得を目指し、いつか補助者を採用した際に正しい人事労務管理ができるよう励みたいです。

※合格を果たしたら詳細を公表いたしますね(笑)。

# 法的保護情報講義講師のセミナー修了

8月20日、JITCO（財団法人国際研修協力機構）主催によるセミナーを受講して参りました。

外国人の在留資格認定申請において「技能実習」の在留資格があります。入管法が改正され、今年7月からの新しい研修・技能実習制度では、技能実習生入国後の講習（旧称：集合研修）において「法的保護に必要な情報の講義」をおこなうことが義務づけられました。JITCO能力開発部では講師養成セミナーを開催し、修了した者はJITCOホームページの名簿に登載されます。

私は6月に申請取次行政書士となりましたが、さらに今後は法的保護情報講義講師として、前述の技能実習生の法的保護に必要な情報講習の講師をお引き受けすることができます。いつでもご相談下さいませ。

この講師については国や地方公共団体の職員、弁護士、社会保険労務士、申請取次行政書士などがなり得ますが、外部からの講師でなくてはなりません。外部講師につきましても労働法及び入管法それぞれに精通していなければなりません。

新制度下にて法的保護情報講習が義務化となったのも、今後様々な法的トラブルが予想されるからです。従って、本制度の趣旨をよく理解し誠実な対応が求められ、受入企業に至っては今まで以上に正しい法的情報をもとに管理運営していくことが要求されます。

研修・技能実習生制度は、我が国で開発され培われた技能・技術・知識の開発途上国等への移転等を目的として創設されたものです。ところが研修生・技能実習生を受け入れている機関の一部には、本来の目的を十分に理解せず、実質的に外国人を低賃金労働者として扱う等の問題が生じておりました。新制度では、研修生・技能実習生の法的保護及びその法的地位の安定を図るための様々な措置が講じられています。

夢を抱いて来日する外国人が正しい形で技能・技術・知識を活かした活躍ができるように、受入れ企業と外国人の健全なパートナーシップ構築のため、私もこの資格を活用していきたいものです。

平成22年9月1日発行（不定期発行）第14号

発行 行政書士富田賢事務所 行政書士 富田 賢(とみた まさる)

〒115-0045 東京都北区赤羽2-31-3 タグチコーポ101号室

JR 赤羽駅東口・東京メトロ赤羽岩淵駅1番出口下車ともに徒歩8分

電話 03-3901-2153 FAX 03-3901-2164

メール info-gtmo@kdr.biglobe.ne.jp

URL <http://www7b.biglobe.ne.jp/~gtmo/>

※ヤフー検索「行政、富田」で上位に出ます。

ブログ <http://ameblo.jp/gyousei-tomitamasaru/>

※ヤフー検索「行政、富田」で上位に出ます。毎日更新！

建設・宅建、会社設立、相続、内容証明、各種許認可